

情報提供

令和5年3月30日（木）

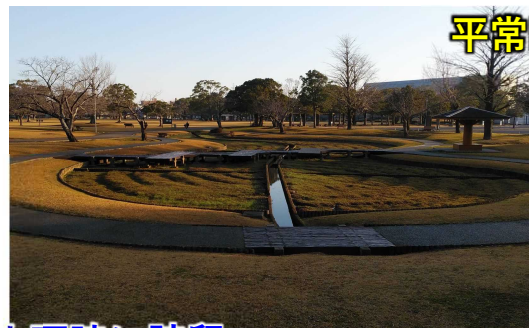
西都・児湯地区流域治水協議会
西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会

雨水貯留浸透施設について

- 雨水貯留浸透施設は、主に小流域での氾濫や内水による浸水被害の軽減への効果が期待されるものであり、地方公共団体だけでなく民間事業者の協力・連携による整備も含め、全国で展開されている。
- 本県での取組事例は多くはないが、大淀川支川の小松川流域では、公園やグラウンドにおいて流出抑制対策を実施している。

公園における流出抑制対策事例（小松川流域：宮崎県総合文化公園）

断面図



平常時の状況



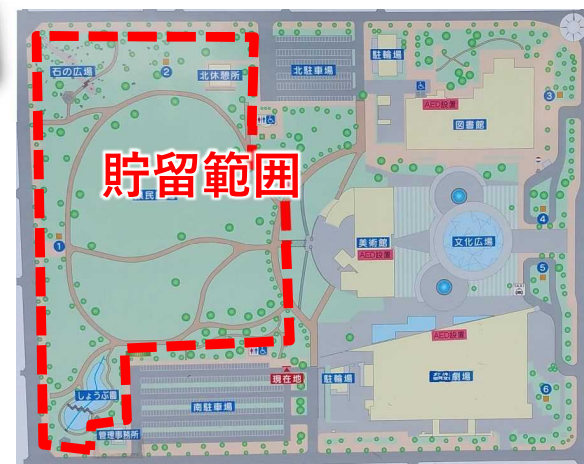
大雨時に貯留



大雨時の貯留状況



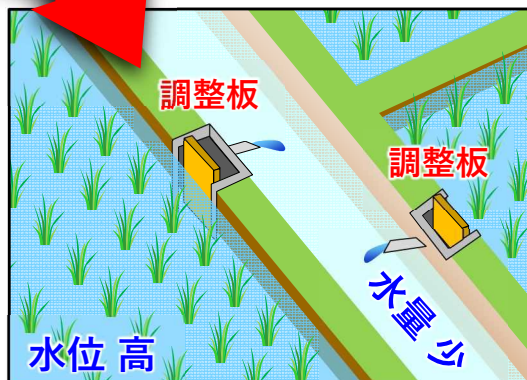
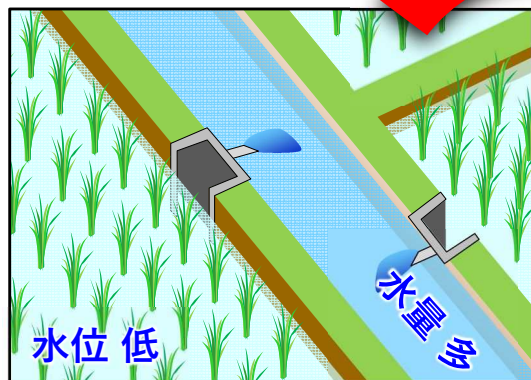
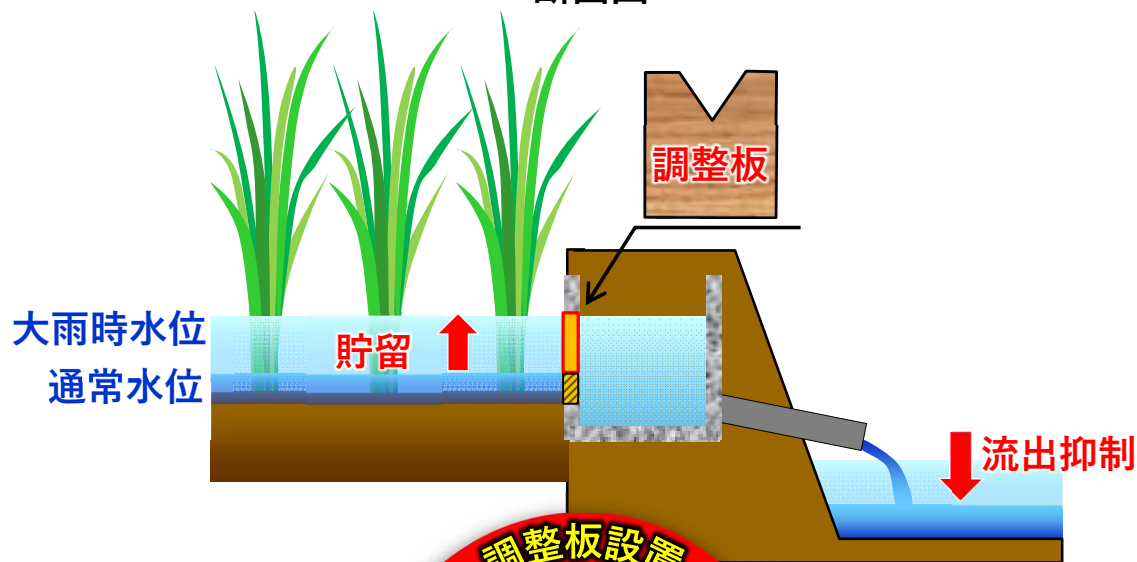
【出典】雨水貯留浸透技術協会パンフレット：流域貯留浸透施設のご紹介



田んぼダムの取組について

- 排水口に小さな断面の切り欠きをあけた調整板を設置し、大雨時に水の流出を抑制することで、田んぼに一時的に貯留する。
- 多くの田んぼで取り組むことで、水路や河川の水位上昇を緩和し、下流域の洪水被害を軽減する効果がある。
- 令和5年度より田んぼダム啓発促進事業として事業化

断面図



新 みやざき田んぼダム啓発促進事業

農村整備課 4,000千円
【財源: 中山間ふるさと保全基金】

事業の目的

流域治水対策として有効な「田んぼダム」の取組を県内に普及させる。

事業の概要

(1) 事業の仕組み

①県 委託 宮崎県土地改良事業団体連合会 ②県 補助 市町村 補助 活動組織・土地改良区

(2) 事業内容

- ① 実証啓発事業
 - ・田んぼダム実証地区のデータ収集・効果検証
 - ・田んぼダム実証地区等へ三角堰板などの配布
 - ・事例集等による啓発・普及
- ② 実証支援事業（補助率 定額）
 - ・田んぼダムに取り組む活動組織等へ畦畔補強等の管理経費を支援

(3) 成果指標

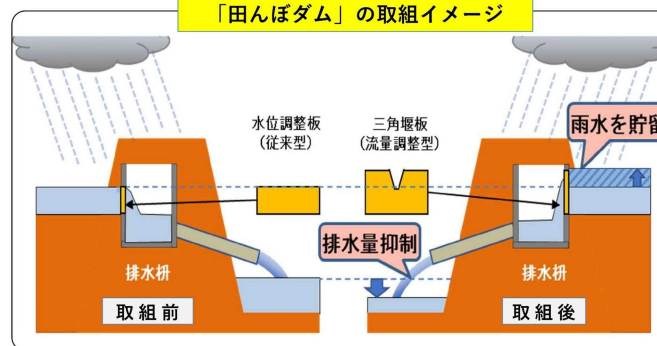
田んぼダムの取組面積 現状（令和3年）約35ha → 令和7年 200ha

事業の期間

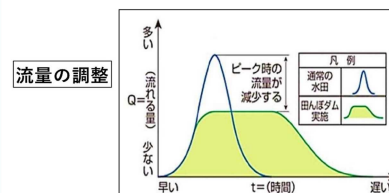
令和5年度～令和7年度

【別紙】

「田んぼダム」の取組イメージ



三角堰板の設置例



- 集中豪雨の雨水を一時的に水田に貯留することにより流出ピークが抑えられ、下流域での浸水・洪水被害の軽減が図られる。

特定都市河川について

流域治水の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組・ツール

- ➡ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法
 - ・ 河川法
 - ・ 下水道法
 - ・ 水防法
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 - ・ 都市計画法
 - ・ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 - ・ 都市緑地法
 - ・ 建築基準法

法律の公布 令和3年5月10日

法律の施行【第1弾】 令和3年7月15日（一部）

（河川法、下水道法、水防法、土砂災害防止法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、土地緑地法）

法律の施行【第2弾】 令和3年11月1日（全面施行）

（特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法、水防法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、土地緑地法）

特定都市河川について

全国の河川へ拡大するための指定要件を拡大：要件1～3全てを満足

要件1 都市部を流れる河川

(市街化区域・家屋が連坦する地域の中心部・役場等の重要施設が立地・その他流域内の人口資産が集積する区域)

要件2 著しい浸水被害が発生し、又はおそれがある河川

(水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川)

要件3 河道又は洪水調整ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態もしくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難となる河川

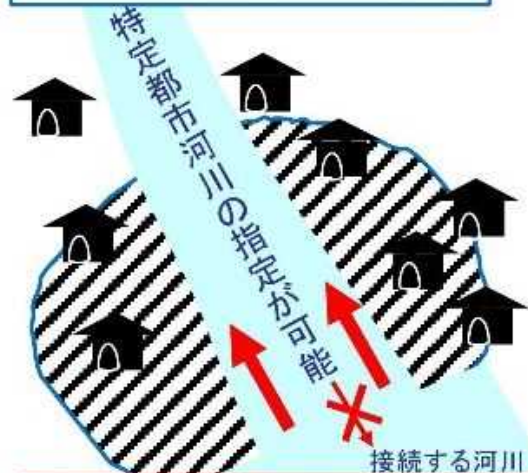
(河道・洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が困難な以下のいずれかに該当する河川)

①市街化の進展



流域内の可住地における市街化率が概ね5割以上であり市街化が著しく進展

②接続する河川の状態



接続する河川の水位が高い際接続する河川からのバックウォーターや支川からの排水困難

③自然的条件の特殊性



地形(狭窄部、天井川)や地質等により河道拡幅が困難
潮位変動の影響により排水困難

特定都市河川について

1. 特定都市河川の指定によりできるようになること

① ハード対策の加速化（河川事業・下水道事業）

② 流域開発による雨水流出の増加を抑制

雨水浸透阻害行為の許可

③ 流域の貯留・浸透機能の向上による流出量の抑制

雨水貯留浸透施設の整備

④ 貯留機能を持つエリアの保全

保全調整池の指定

貯留機能保全区域の指定

⑤ 水害リスクを踏まえた土地利用

浸水被害防止区域の指定

2. 特定都市河川の指定による支援策

○流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の整備において、地方公共団体や認定民間事業者等へ**補助金拡充・税制優遇**

▶ 国庫補助率：1/3 → **1/2**

▶ **固定資産税の軽減**（3年間）
市町村の条例で定める割合
（1/6～1/2の範囲）

○貯留機能保全区域に指定された土地に係る**固定資産税及び都市計画税**を市町村の条例で定める割合へ**軽減**（3年間）
（2/3～5/6の範囲）

○浸水被害防止区域に係る制度拡充

- ▶ 防災集団移転促進事業
- ▶ 災害危険区域等建築物防災改修等事業
- ▶ がけ地近接等危険住宅移転事業



特定都市河川について

雨水浸透阻害行為の許可

○ 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。

※都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満とする範囲内で別に定めることができる。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地
(流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野(草地)】
【締め固められていない土地】

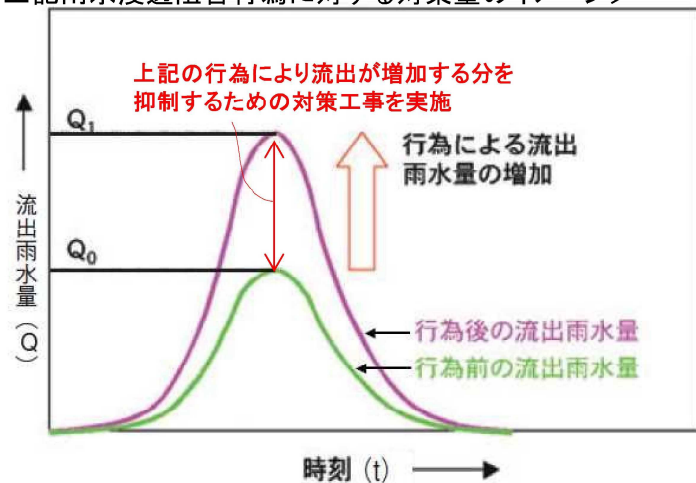
雨水浸透阻害行為

「宅地等」に含まれる土地
(流出係数 大)

【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
4) ローター等により土地を締め固める行為

＜上記雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ＞



＜対策工事の事例：建物の地下に雨水貯留施設を設置＞



特定都市河川について

雨水浸透施設整備の整備促進（地方公共団体への法定補助制度・民間事業者等による計画認定制度）

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

【主体】 地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）

【対象事業】流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業

【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定

【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【平常時】



【出水時】

【防災調整池】



※土手整備により貯留容量を確保

【校庭を活用した貯留施設】

【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る

計画認定制度の概要】

（計画への記載事項）

- ・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
- ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等

民間事業者等

認定申請

認定

都道府県知事等

（認定の効果）

- ・国又は地方公共団体による費用補助
- ・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等

特定都市河川について

保全調整池の指定

○ 一定規模(100m³※)以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。

※都道府県等の条例で引き下げ可能。

○ 流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら務める等の努力義務が規定。

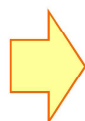
(2) 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。

埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務



従前の防災調整池



埋め立て後の状況

* 雨水浸透阻害行為と同様に
標識を設置する

(3) 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して**管理できる**。

(4) 流域内住民等の努力義務

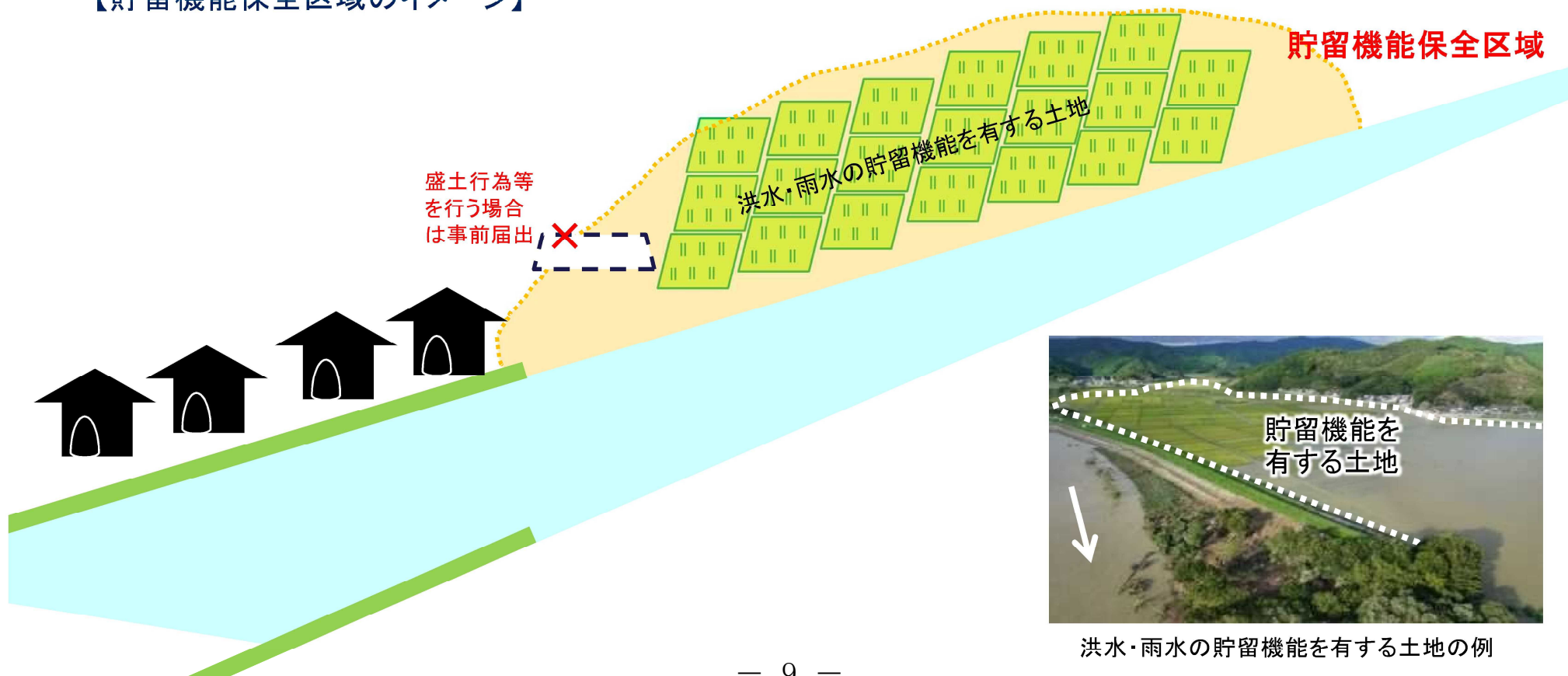
雨水貯留浸透に**自ら努力**。河川管理者等の措置に**協力**。

特定都市河川について

貯留機能保全区域

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出しなければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】



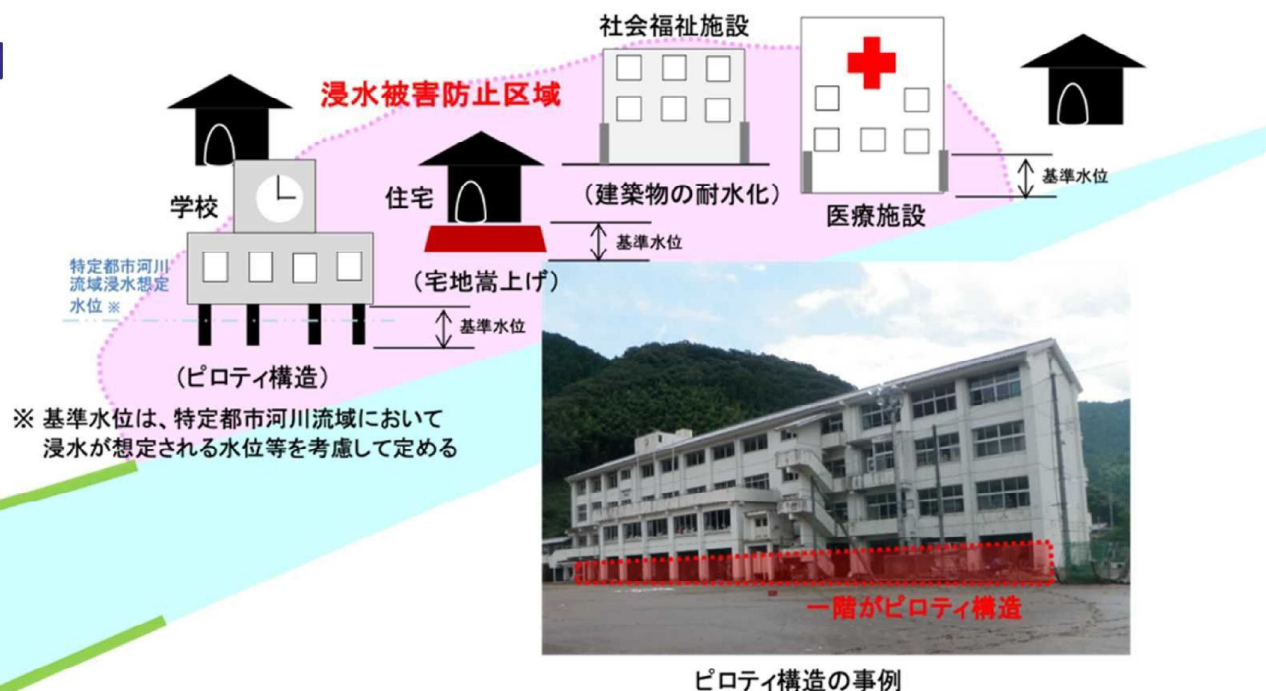
洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

特定都市河川について

浸水被害防止区域

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が**市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「**浸水被害防止区域**」として**指定し、開発規制・建築規制**を措置することができる。
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



特定都市河川について

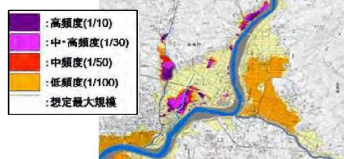
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり（浸水被害防止区域に係る制度）

水災害リスクを踏まえた重層的な取みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

➤ 水災害の危険性の高い地域を示す

- 従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当資料の水害リスクマップは床上浸水相当（50cm以上）の浸水が発生する範囲を示しています（暫定版）
※凡例の（ ）内は確率規模を示しており、これは例示です



水害リスクマップの例

➤ 水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止（R4.4～）

- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする（R3年度※～）

※厚生労働省予算

- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外（R3.10～）

➤ 水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域（災害レッドゾーンの1つ）制度を創設（R3.11～）

住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入

- 既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（R4年度～）

➤ 水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進

一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用（R3.11～）

※防災集団移転促進事業

住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担（地方財政措置含む）
最小移転戸数を10戸→5戸に緩和（R2年度～）

一個別住宅を対象とした移転を支援（R4年度～）

居住を避ける取組

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

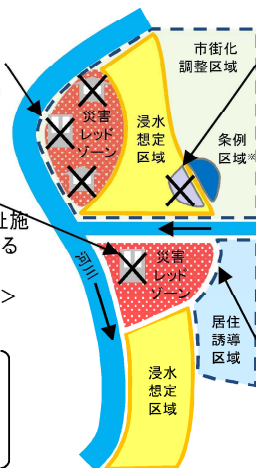
※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞

（参考）災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域（R3.11施行）
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）

※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

（参考）災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域（土地利用の動向、浸水深（3.0mを目安）等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
- ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

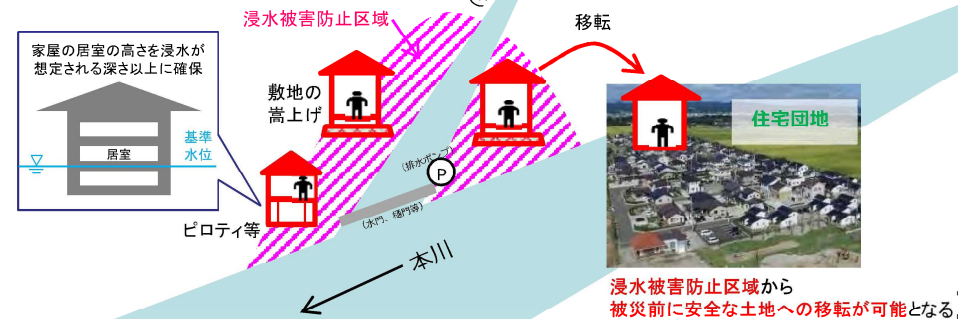
浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認

- 一住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
- 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 - ・居室の床面の高さが基準水位以上
 - ・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加
＜R4年度予算より＞



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

特定都市河川について

防災集団移転促進事業（浸水被害防止区域に係る制度）

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

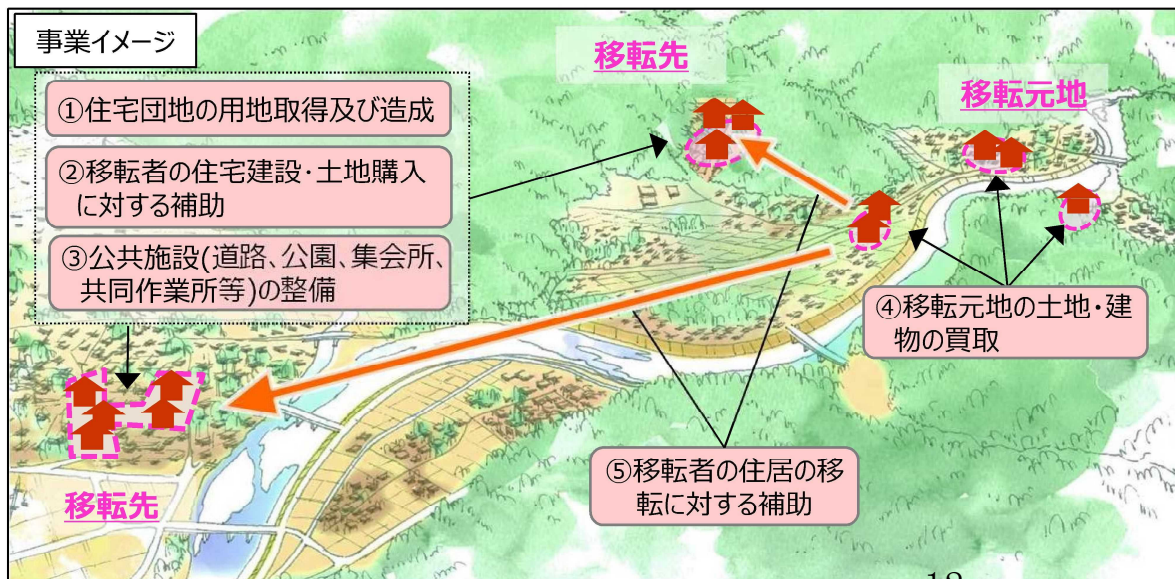
移転先（住宅団地）

5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上

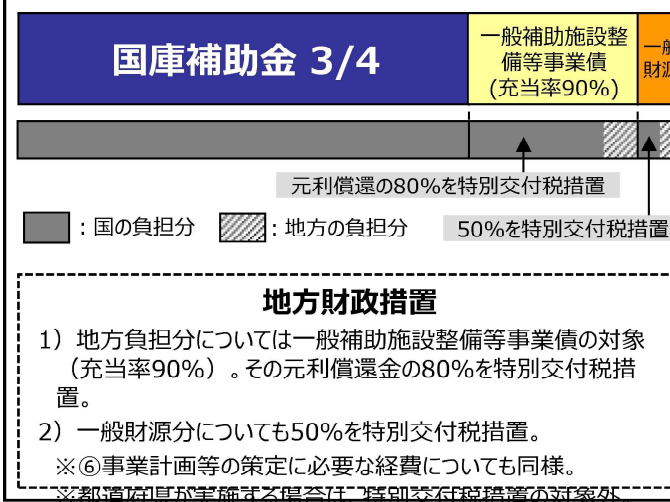
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3 / 4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1 / 2）



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



特定都市河川について

がけ地近接等危険住宅移転事業（浸水被害防止区域に係る制度）

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

- (1) 除却等費
 - 危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：975千円/戸）
- (2) 建設助成費
 - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）
 - 限度額：【通常】 4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
 - 【特殊地域】 7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）
 - ※特殊地域～特殊土地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
 - 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

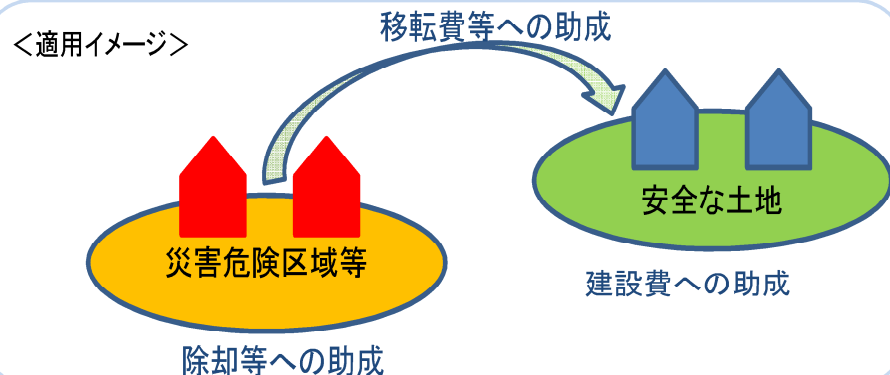
- (1) 対象地区要件
 - 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
 - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
 - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
 - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
 - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項） 拡充
 - 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4） 拡充
 - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）
- (2) 対象住宅要件
 - 既存不適格住宅※ 拡充
 - ※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
 - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
 - ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

事業実施主体

市町村
（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県）

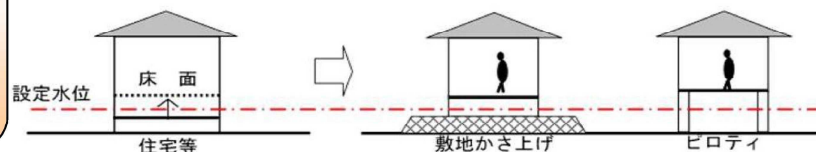


特定都市河川について

災害危険区域等建築物防災改修等事業（浸水被害防止区域に係る制度）

災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修等に対して支援を行う。（注1）

＜災害危険区域内における建築制限のイメージ＞



住宅

計画策定

地方公共団体実施：国 1 / 2

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施 1 / 2

通常支援

改修、建替え

■ 対象となる住宅

- ・災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注2） **拡充**
- ・浸水被害防止区域内の許可基準に適合しない既存住宅
- ・地区計画の区域内の既存不適格建築物である住宅（注3）

■ 交付率

国と地方で 23%

■ 補助限度額

280万円／棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

事業期間

令和3年度～令和7年度

ただし、令和8年度以降の区域指定であっても、令和7年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

重点支援

改修、建替え

■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注2）

■ 交付額

国と地方で 100万円／棟

■ 補助限度額

改修工事費の8割

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

■ 対象となる災害危険区域の要件

○令和3年度以降の新規指定区域

○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域
※土地利用等に関する対策を記載するもの

建築物

計画策定

地方公共団体実施：1 / 3

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施：国 1 / 3

改修、建替え

■ 対象となる建築物

以下の区域内で地域防災計画において指定された避難所等及び一時集場所等（集合住宅の共同利用施設を含む）

- ・災害危険区域内の既存不適格建築物（注2）
- ・浸水被害防止区域内の許可基準に適合しない社会福祉施設等 **拡充**
- ・地区計画の区域内の既存不適格建築物（注3）

■ 交付率

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3
一時集場所等	民間実施：国と地方で 23%

■ 補助限度額

280万円／棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

（注1）対象区域における避難に関する取組みが計画等に定められていることを補助要件とする **見直し**

（注2）災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

（注3）浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る